

# 消防団員募集

あなたがいる  
だからまちは  
笑顔であられる・・・

SAVE

MY



TOWN

西胆振行政事務組合

(伊達市・洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町)

# 消防団の紹介

## 消防団について

～地域に根ざした活動をしています～  
消防団はその地域に密着し、  
住民の安全と安心を守るという  
重要な役割を担っています。



## 消防署と同じ消防機関です !!

消防団は消防署と同じく市町村に設置されている消防機関です。  
消防署は、常勤の消防職員による消防機関であるのに対して、  
消防団は、地域密着性・動員力のある非常勤の消防機関であり、  
お互いに協力しながら活動を行っています。



## 特別職の地方公務員となります !!

消防団員は公務員です。

ただし、非常勤であるため特別職の地方公務員となります。  
消防団員として守らなくてはならないことが条例や規則などで  
定められています。（詳しくは後記「消防団員の身分」へ）



## 皆さん本業を持っています。

消防団員は会社員や自営業、主婦、学生など、  
各自本来の仕事を持ちながら活動をしています。  
災害や訓練がある場合は、自宅や職場から出動  
しています。

## あなたの特技が活かされます。

消防団には様々な活動があります。  
あなたが持っている資格や技能を消防団活動に  
活かし、地域への貢献に繋げることが出来ます。

## 入団要件

- 当該消防団の区域内に居住、又は勤務する者
- 年齢18歳以上の者
- 志操堅固でかつ身体強健な者



全国的に消防団員数は減少傾向にありますが、地域の消防防災体制の要として消防団員の確保が必要とされています。

# 消防団の活動紹介

## どんな活動をしているの？

～ お住まいの地域でも多くの消防団員が活躍しています～

地域に密着した消防団員だからこそ、災害現場で消防団員が持っている貴重な情報が活かされています。

### 災害時

#### 火災

防火衣を身にまとい消防隊とともに消火活動をしたり、混乱している現場の交通整理を行います。



#### 搜索、救助活動

山菜取りなど山林で遭難した人を搜索したり、地震などで家屋に閉じ込められた人などを救助します。



#### 風水害

大雨や洪水により水害が発生した場合、水防活動を行ったり、救出活動を行います。



### 平常時

#### 各種訓練・研修

あらゆる災害から地域を守るため、消火訓練、礼式訓練、研修等を行い、災害に備えるとともに、知識向上に努めています。



#### 広報活動・防火査察

火災予防広報を通じて防火意識の向上に努めているほか、高齢者住宅等を訪問し防火安全の確認等を行います。



#### 応急手当の普及

応急手当普及員の資格を持った女性消防団員が、応急手当の普及に努めています。



※ 上記の他に、視察研修、歳末警戒、消防出初式、訓練大会などがあります。

## 地域密着の消防団

地域に根ざした活動は、その地域に住んでいるからこそ、その地域で働いているからこそ分かることがあります。

あなたのその知識、消防団で活かしてみませんか。

# 消防団の処遇

## 消防団に入ったら？

～ 消防団員になると、さまざまな制度を受けることができます ～

さまざまな活動を行う消防団には  
次のような処遇策が講じられています。

### 1 制服の貸与

活動を行うために必要な活動服や制服が貸与されます。

その他にも、火災時に身を守るための防火ヘルメットや防火手袋、防火衣などの安全装備品が貸与されます。



### 2 各種研修

消防団員として必要な知識や技術を習得することができます。



### 3 出動報酬

出動の種別や活動時間に応じて、報酬が支払われます。

組合内の消防団は、全て個人口座へ直接入金するため、未払いになることはありません。

### 4 公務災害補償

現場活動や訓練でケガなどをした場合は、療養費用や休業の補償などを受けることができます。

### 5 表彰

消防団活動での功労や功績に対し、国などの機関から賞状や記章が贈られます。

また、大規模な災害に従事した団や団員に対して行われる表彰もあります。

### 6 退職報奨金

在職5年以上の者が退職した場合には退職報奨金が支払われます。

# 消防団の設備・装備

～ 災害に備え、さまざまな装備や施設があります ～

## 消防車両

消火に必要な小型ポンプやホース  
救助資機材を積載し、災害現場に  
向かいます。



## 詰所、器具置場

分団ごとに消防車両が配備されており、災害  
の発生場所、種別など応じて招集され、出動  
します。



## 軽可搬消防ポンプ

消火栓や河川からの水を放水して、消火活  
動を行ったり、消防隊が使用する消火水を  
補給したりします。



## 防火衣

水を通さず熱にも強い素材で作  
られています。



## 防火帽

火災現場で上から落ちてくる  
もの等から頭や目を守ります。



## 防火手袋

手をケガしないように保護し  
ます。



## 救助資機材等

手動式スプレッタ、エンジンカッター、チェ  
ンソー、ストライカー、爪付きジャッキなど  
が車両に積載されています。



## 無線機、トランシーバ

災害活動する消防団員同士や現場指揮本部、  
通信指令室への連絡手段として使用します。



# 消防団の組織

## 組合管内の消防団

～ もっと消防団について知ってください～

### 組織

消防団は、各構成市町を単位として設置されそれぞれの区域を活動範囲として組織されています。



**任命権者 = 管理者 (伊達市長)**

伊達市 (大滝区含む) (定員 248名)

伊達市長 -- 伊達消防団 -- 団本部

- 女性分団
- 第1分団
- 第2分団
- 第3分団
- 第4分団
- 第5分団
- 第6分団
- 第7分団
- 大滝分団

管理者

洞爺湖町 (定員 119名)

洞爺湖町長 -- 洞爺湖消防団 -- 団本部

- 女性分団
- 第1分団
- 第2分団
- 第3分団

副管理者

豊浦町 (定員 85名)

豊浦町長 -- 豊浦消防団 -- 団本部

- 第1分団
- 第2分団
- 第3分団

副管理者

※ 女性は団本部に配属となります。

壮瞥町 (定員 70名)

壮瞥町長 -- 壮瞥消防団 -- 団本部

- 第1分団
- 第2分団

副管理者

※ 女性は団本部に配属となります。

### 消防団員の階級

消防団員には階級があります。

階級章							
階級名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員

### 出動指令は

速やかに災害現場に出動できるよう、災害が発生したエリアの消防団員に対し、登録された携帯電話に災害情報メールを送信し、必要とする場合には召集サイレン及び順次指令により召集します。

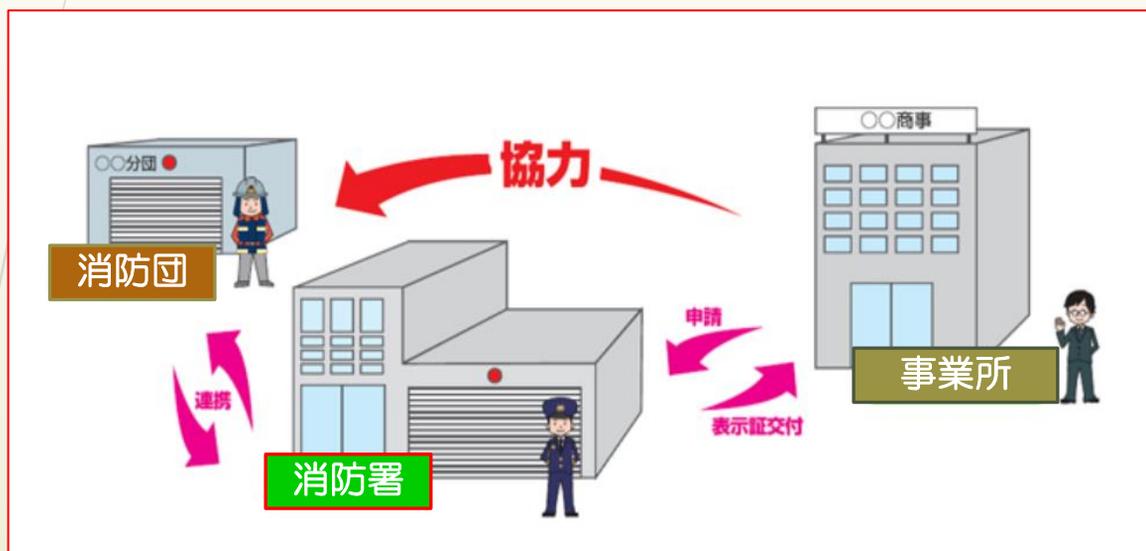
# 消防団員協力事業所制度

## 消防団員の活動環境のために

～ 社会貢献の証「消防団協力事業所表示制度」～

消防団協力表示制度とは、消防団と事業所の協力体制を促進するため、消防団に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度です。

消防団員の多くは、いわゆる「サラリーマン団員」という状況の中で、会社員が入団・活動するためには、事業所の理解と協力が必要です。



### 交付要件（下記基準に該当している事業所等）

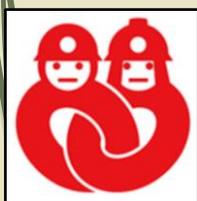
- 従業員が消防団員として、3名以上入団している。
- 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供し協力している。
- 地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、

管理者が特に優良と認めたとき。

※ 表示証は、事業所に表示することができます。



### マークのコンセプト



消防のイメージである朱色を使い、事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を合わせて表現しています。

# 消防団員の身分

消防団員は、消防を本業として生活を立てているわけではありません。といって消防の仕事が副業でもありません。

しかし、市町村長や副市町長、収入役、議員などと同じ特別職の地方公務員として「地方公務員法」第3条に明記されています。

したがって、消防団員として任命されたからには、**特別職の地方公務員**であるという認識を持って行動しなくてはなりません。

## (1) 消防団員は消防団長が任命

消防団員は、市町長の承認を得て消防団長が任命します。

## (2) 消防団への入団・退団は自由

消防団への入団は義務や強制ではなく、本人の自由意思によります。ただし、特別職の地方公務員である立場上、行政処分などで免職させられる場合があります。

## (3) 個人としての活動は自由

消防団員が、個人として政党に入党したり、公職の候補者になったり、選挙運動をしたりすることは自由です。

ただし、その地位を利用した選挙運動は禁止されています。

## (4) 他の公職との兼職が可能

消防団員は、団員であっても他の公職に就任して差し支えありませんが、一定の手続等が必要な場合があります。

## (5) 市町長が消防の管理者

消防団員の最高の責任者は、市町長で、消防の組織運営一切をとりしきり、その権限が消防団長に委ねられています。

## (6) 消防団は規律と秩序を維持する（組織活動が主眼）

- 消防団は、組織活動の効果을上げるため、「指揮命令、服従、職掌関係」を明確にする。
- 消防団は、厳格な階級制度がある - 「団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員」
- 消火活動や人命救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員に準じて必要な権限が法律上与えられています。

### (イ) 緊急措置権

消火活動や人命救助の必要があるときは、消防対象物などを使用し、処分することが出来ます。（消防法29条1項）

緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることが出来ます。（消防法第29条第5項）

### (ロ) 優先通行権及び緊急通行権

消防隊は、一刻も早く消火活動に着手できるよう車両の通行において特別の権限が与えられています。

**優先通行権** — 消防車が火災現場に赴くときは、他の車両は道路を譲らなければいけません。（消防法第26条第1項）

**緊急通行権** — 消防隊は、火災現場に到着するため緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路などを通行する事が出来ます。（消防法第27条）

※ 上記の基準はいずれも消防車に乗っている場合に適応となります。



### (八) 消防警戒区域の設定

火災の防御活動を効率的に行うため、火災現場では区域内に定められた者以外の出入りを禁止する事が出来ます。

火災の現場においては、消防団員は消防警戒区域を設定して命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りの禁止、制限が出来ます。  
(消防法第28条)

### (二) 情報提供

火災の現場においては、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、延焼の防止、人命救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることが出来ます。(消防法第25条第3項)

### (ホ) 消防団員の立入検査等

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日、又は期間を指定して、消防団員に立入及び検査又は質問をさせることが出来ます。  
(消防法第4条の2第1項)



### 入団等に関する問い合わせ先

- |          |               |                  |
|----------|---------------|------------------|
| • 伊達消防団  | 伊達消防署 庶務課消防団係 | TEL 0142-23-2119 |
| • 洞爺湖消防団 | 洞爺湖支署 消防団係    | TEL 0142-76-2119 |
| • 豊浦消防団  | 豊浦支署 消防団係     | TEL 0142-83-2119 |
| • 壮瞥消防団  | 壮瞥支署 消防団係     | TEL 0142-66-2119 |

令和5年11月版